

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、サプライヤー、大学、そして地方行政などの外部リソースを積極的に活用することにより、新しい製品開発へ深化させます。これらの機関から得られる知識・経験を借りることで、より競争力の高い製品の開発を行い、市場ニーズに迅速に応えることで製品の競争力を高め、業界内での地位を確固たるものにし、より短期間での成長を実現することを目指します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社はITを活用して社内とサプライチェーンのデータ共有を強化し、生産性を向上させています。この取り組みにより、お互いの事業の成長と競争力が強化されます。さらに、社内でのIT活用による成功体験を踏まえ、必要なサプライヤーにも同様のシステムやノウハウを提供し、全体の効率性と生産性の向上を図りながら、サプライチェーン全体の強化に取り組み、付加価値向上を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定時には、下請け事業者からの協議申し入れに応じ、労務費上昇の影響を含めた適正な利益を確保するよう十分協議します。また、契約条件は書面で明示し、交付します。取引対価の決定を含む契約の際には、双方の事業の持続性を十分に考慮します。

②手形などの支払条件

下請け業者への代金は可能な限り現金で支払い、手形支払いの場合は割引料を下請け業者に負担させず、支払いサイトは60日以内にするよう努力します。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引は、ガイドラインと契約書のひな形に従って進めます。一方的な秘密保持契約の締結や、取引の立場を利用したノウハウの開示、知的財産権の無償譲渡を行うことはありません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先が働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時には、下請け事業者に一方的な負担を強いることなく、お互いに協力して事業の継続を図ります。また、事業再開時には、取引関係の継続に最大限配慮します。

3. その他（任意記載）

サプライヤーとの公平な取引を通じて、お互いの事業を配慮しながら互いの成長を促し共存共栄を目指します。支払いに関しては、手形決済を避け、現金での支払いを行います。

2024年1月21日

株式会社オーエックスエンジニアリング

企業名

代表取締役会長石井 勝之

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。